

託送供給約款についての特別措置の概要  
(東部瓦斯株式会社)

2021年2月13日の福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福島県一部地域に対し災害救助法が適用されました。このため、市町村を払出地点とする託送供給契約について、以下のいずれかの項目について申出があった場合、東部瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、2021年5月31日までに申込みがあった場合(※)、当該工事に係る工事費については全額東部瓦斯株式会社が負担する。

※当該ガス工事については、託送供給約款に基づき別途定める「工事約款」により契約することになる。

2. 被災した需要場所に係る2021年1月検針分(支払期限日が災害救助法適用日以降のもの)、2月検針分、3月検針分、4月検針分の託送供給料金の各支払い期限を1か月間延長する。
3. 被災日(2021年2月13日)の属する託送供給料金算定期間の翌託送供給料金算定期間から6か月間において、被災した需要場所においてガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。